

## 鹿児島大学大学院連合農学研究科教員資格審査に関する申合せ

(平成27年1月9日 代議委員会)

(平成27年9月3日 一部改正)

(平成27年11月6日 一部改正)

この申合せは、鹿児島大学大学院連合農学研究科教員資格審査規則で定めるもので運用上必要と思われる事項を整備するものである。

### (資格審査を行う時期)

1. 教員資格審査は、年2回実施し、通常審査は9月とし、2月は特例審査(臨時)を行うこととする。各構成大学の農・水産学研究科長は、通常にあつては7月初旬、特例にあつては12月初旬の連合農学研究科長が定める日までに関係書類を添えて推薦するものとする。

また、資格審査を受ける者の職は、推薦のあつた時の職とする。

### (有資格者としての適用)

2. 研究科教授会で資格審査を受け、承認された日をもって、有資格者とし、教員資格審査委員会委員及び学位論文審査委員会委員としての資格を有するものとする。

### (臨時審査の事由)

3. 第1項の特例審査は、次に該当する者がいる時に行う。

7月1日以降11月30日までに、各構成大学に採用された者で、前職において博士課程の指導教員資格を有していた者とする。

### (論文等の別刷)

4. 研究科教員候補者を推薦する際は、申請書類に添えて、「論文等の別刷」を提出すること。

### (資格審査判定投票)

5. 教員資格審査委員会からの判定結果で「可」と判定された候補者について、代議委員会において資格審査判定の投票を行う。

### (学生の担当)

6. 学生の担当は、有資格者となった年の翌年度からとする。ただし、他に適当な指導教員がなく、学生に指導教員の欠員が生じた場合は、教育体制を考慮して任用することがある。

### (連合講座の変更)

7. 教員の所属する専攻及び連合講座を変更する場合は、希望する専攻・連合講座が必要とする場合に認め、その時は希望する専攻・連合講座で改めて審査する。

### (審査対象期間)

8. 教育研究業績等の審査対象期間は以下のとおりとする。

①通常審査 6月30日より以前

②特例審査 6月30日より以前

(学内共同教育研究施設等教員の資格基準)

9. 鹿児島大学大学院連合農学研究科規則第4条にある教員については、構成大学の農学・水産学研究科（修士課程）において授業担当又は学生指導資格を有していること。

また、連合農学研究科以外の博士課程の教員となっている者は除く。

(学内共同教育研究施設等教員の推薦)

10. 各構成大学の学内共同教育研究施設教員が連大教員資格を希望する場合は、施設長と当該研究科代議委員の承諾を得た上で、各構成大学の農・水産学研究科長が推薦するものとする。

(学内共同教育研究施設等教員が担当する学生の所属)

11. 前項の研究施設等教員が担当する学生の身分は、当該研究科に所属し、学生の研究指導は研究施設に委託するものとする。

(連携大学院に係る連合農学研究科教員候補者の推薦)

12. 連携大学院に係る連合農学研究科教員候補者については、連携大学院の制度を考慮し、以下のとおり取り扱うこととする。

1) 連携大学院に係る客員教員（定数は客員教授2名、客員准教授1名）は、指導教員として、鹿児島大学大学院連合農学研究科の連合講座に所属するものとする。

2) 連携大学院に係る連合農学研究科教員候補者の資格については、所属予定の連合講座の資格審査委員会において研究業績等の確認を行い、意見を付して代議委員会に報告する。ただし、資格審査委員会においては判定は行わないものとする。

3) 連携大学院に係る連合農学研究科教員候補者の資格審査の判定については、代議委員会で書類審査の上、判定（可否投票はしない。）するものとする。

4) 連携大学院に係る連合農学研究科教員候補者の資格審査の判定基準は、次のいずれかを満たしていることとする。

① 教員資格審査判定基準申合せを満たしている者。

② 顕著な研究業績や特許など十分な実績を有する者。

(補 則)

13. 理事に就任する前に主指導教員として学生を担当していた場合に限り、学生に不利益を与えないこと等を考慮して、学生が修了するまで指導することができる。